

横手市議会 平成30年第6回12月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
報告第31号	専決処分報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道走行中に発生した車両物損事故の損害賠償 (賠償額 25,380円)
報告第32号	専決処分報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道走行中に発生した車両物損事故の損害賠償 (賠償額 107,900円)
報告第33号	専決処分報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市営住宅の台風被害の損害賠償 (賠償額 982,813円)
報告第34号	放棄した債権の報告について	横手市債権の管理等に関する条例の規定に基づき、平成30年8月21日に決定した債権放棄の報告
同意第26号	教育委員会委員の任命について	平成30年12月3日で任期満了となる教育委員の任命
議案第100号	横手市園芸振興拠点センター設置条例 (H31.4.1施行)	横手市園芸振興拠点センターを設置するための条例の制定
		内容 ・農業者の所得向上並びに担い手の確保及び育成に資するため、施設を設置するもの ・名称:横手市園芸振興拠点センター ・位置:横手市大雄字狐塚253番地 ・使用料の徴収、減免、不還付等について規定 ・横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部改正 ⇒拠点センターにおいて大雄コミュニティ交流センターのグラウンドを使用するため、当該グラウンドを廃止する。
議案第101号	横手市地域種苗支援センター設置条例 (H31.4.1施行)	横手市地域種苗支援センターを設置するための条例の制定
		内容 ・種苗生産に関する研修や相談等の支援により、市内園芸作物生産の維持拡大と地域農業の確立に資するため、施設を設置するもの ・名称:横手市地域種苗支援センター ・位置:横手市大雄字新町南45番地1 ・指定管理者による管理等について規定 ・横手市地域種苗センター等設置条例の一部改正 ⇒地域種苗センターの名称及び位置を削り、「地域種苗センター等」を「育苗センター」に改める等の改正を行う。
議案第102号	横手市長の選挙におけるピラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (H31.3.1施行)	公職選挙法の一部を改正する法律(平成29年法律第66号)の施行に伴う現行条例の一部改正
		内容 ・市議会議員の選挙についてもピラの作成を公営とするため、題名及び第1条中「横手市長の選挙」を「横手市議会議員及び横手市長の選挙」に改める。

区分	議案等の名称	概要説明
議案第103号	横手市行政組織条例等の一部を改正する条例 (H31.4.1施行)	組織機構再編に伴う現行条例の一部改正 内容 ・総務部と総合政策部を総務企画部と財務部に再編 ・市民生活部と健康福祉部を統合し、市民福祉部とする。 ・スポーツ振興課及び生涯学習課を教育委員会へ移管 ・一部改正する現行条例は次のとおり 1)横手市行政組織条例 2)横手市総合計画審議会条例 3)横手市特別職報酬等審議会条例 4)横手市表彰条例 5)横手市スポーツ推進審議会条例
議案第104号	横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)の施行に伴う現行条例の一部改正 内容 ・別表第1及び別表第2に進学準備給付金の支給に関する規定を追加 ・別表第2に予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務を追加 ・その他別表第2の項番号等の整理を行う。
議案第105号	横手市都市公園条例の一部を改正する等の条例 (公布日施行)	横手公園スキー場を廃止するための現行条例の一部改正等 内容 ・別表第1より横手公園スキー場及び付帯施設に係る部分を削る。 ・別表第2より横手公園スキー場の使用料に係る部分を削る。 ・横手市緑地休養センター設置条例の廃止⇒横手公園スキー場を廃止することに伴い、同敷地内の施設を廃止する。
議案第106号	横手市防災会議条例等の一部を改正する条例 (H31.4.1施行)	横手市に横手市消防団を置くための現行条例の一部改正 内容 ・各地域に置かれている消防団を1つに統合することに伴う改正 ・消防団員の定員を改正及び消防団員の種類を基本消防団員と機能別消防団員として規定 ・消防団統合に伴い、報酬の額を改定 ・一部改正する現行条例は次のとおり 1)横手市防災会議条例 2)横手市水防協議会条例 3)横手市消防団設置条例 4)横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
議案第107号	横手市火災予防条例の一部を改正する条例 (H32.4.1施行)	消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を利用者等に公表するための現行条例の一部改正 内容 ・防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物の消防用設備等の状況が法令等に違反する場合は、その旨を公表できる規定を追加

区分	議案等の名称	概要説明
議案第108号	横手市立学校設置条例の一部を改正する条例 (H33.4.1施行)	子どもたちの教育環境整備と、適正規模の学校再編を目指した小学校統合を行うための現行条例の一部改正
		内容 ・別表第1の十文字第一小学校、十文字第二小学校、植田小学校、睦合小学校を十文字小学校とする。
議案第109号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	横手市大森公園スキー場及び横手市山内スキー場を廃止するための現行条例の一部改正
		内容 ・別表第1より横手市大森公園スキー場及び横手市山内スキー場の名称及び位置を削る。
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名 横手市ふれあいセンター
		指定管理者 一般社団法人横手市観光協会
		指定期間 5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名 横手市天下森スキー場
		指定管理者 株式会社 天下森振興公社
		指定期間 3年 H31.4.1～H34.3.31
議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名 天下森ふれあい農園
		指定管理者 株式会社 天下森振興公社
		指定期間 3年 H31.4.1～H34.3.31
議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名 地域ふれあい施設たかね
		指定管理者 株式会社天下森振興公社
		指定期間 3年 H31.4.1～H34.3.31
議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名 横手市増田堆肥処理センター
		指定管理者 JA全農北日本くみあい飼料株式会社
		指定期間 5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名 横手市東槻多目的集落集会所
		指定管理者 東槻交流館運営委員会
		指定期間 7年 H31.4.1～H38.3.31

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市桑ノ木多目的集落集会所
		指定管理者	桑ノ木交流館運営委員会
		指定期間	7年 H31.4.1～H38.3.31
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市三ツ屋多目的集落集会所
		指定管理者	三ツ屋交流館運営委員会
		指定期間	7年 H31.4.1～H38.3.31
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市大森町中心部活性化施設
		指定管理者	特定非営利活動法人まちづくり大森
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	大森農産物食品加工体験施設
		指定管理者	大森町工房「森の郷」
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市大森堆肥センター
		指定管理者	農事組合法人夏見沢草地利用組合
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市大森町生きがい創作館
		指定管理者	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市十文字町健康福祉センター
		指定管理者	社会福祉法人横手市社会福祉協議会
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市水稻育苗センター
		指定管理者	秋田ふるさと農業協同組合
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市国産材需要開発センター
		指定管理者	株式会社ウッディさんない
		指定期間	3年 H31.4.1～H34.3.31
議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	農香庵
		指定管理者	株式会社ウッディさんない
		指定期間	3年 H31.4.1～H34.3.31
議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」
		指定管理者	社会福祉法人横手市社会福祉協議会
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市大雄地域福祉センター
		指定管理者	社会福祉法人横手市社会福祉協議会
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市立県南愛児園「ドリームハウス」
		指定管理者	社会福祉法人ファミリーケアサービス
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市サンハイム
		指定管理者	社会福祉法人ファミリーケアサービス
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市総合技能センター
		指定管理者	職業訓練法人横手地方職業能力開発協会
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市顧客利便施設 こうじ庵
		指定管理者	横手商工会議所
		指定期間	5年 H31.4.1～H36.3.31

区分	議案等の名称	概要説明
議案第132号	秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について	<p>大仙美郷環境事務組合が平成31年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため</p> <hr/> <p>内容 規約中「大仙美郷環境事務組合」関連部分の削除及び字句の調整。</p>